

会議録

会議名称	令和6年度第4回 北本市子ども・子育て会議
開会及び 閉会日時	令和6年12月13日（金） 午後2時00分～午後3時55分
開催場所	北本市役所3階 会議室3-B
議長氏名	会長 森田満理子
出席 委員(者) 氏 名	森田満理子、猪野塚将、高橋典之、新島一彦、塚本三恵子、 青柳恭義、醍醐隆、古川博章、成塚詩織
欠席委員 (者)氏名	山川 英夫、加藤秀樹、木戸口 友紀、有田 めぐみ 高橋 めぐみ
説明者の 職 氏 名	こども健康部保育課保育担当主査 山崎卓哉 こども健康部子育て支援課児童相談担当主査 石井伸也
事務局職 員職氏名	保育課長 金子能也 保育課保育担当主査 山崎卓哉 保育課保育担当主任 青木拓 子育て支援課長 柳井志道 子育て支援課児童相談担当主査 石井伸也 健康づくり課長 加藤浩
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 「きたもと こどもいきいき未来プラン」の計画案について (2) その他 4 閉会
配布資料	・ 令和6年度第4回北本市子ども・子育て会議 次第 ・ 資料1 (仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン案（第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画） ・ 当日配布資料1 第6章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと提供体制追加分

発言者	発言内容・決定事項
事務局	学習支援の設問としては、自宅や学校以外の場所で無料で大人や大学生のボランティアなどから教えてもらいながら勉強できる場所があったら利用したいかどうかという設問になります。
新島委員	例えば、放課後子ども教室とかあると思いますが、それは該当しますか。
事務局	放課後子ども教室がありますが、今回の質問の主旨とは別の内容になります。
新島委員	設問は具体的なものを指しているのではなく、一般論として、そういったものがあれば利用したいかどうかを確認するための設問ですか。
事務局	この設問は具体的なものを指しているのではなく、一般論としてこういったものがあった場合に利用したいかの意向を確認するための設問になります。
議長	「第1章：計画の概要」から「第2章：北本市の子ども・子育てをとりまく現状」までについて、他に質問や意見はございませんか。 無ければ「第3章 評価と課題」から「第4章：計画の基本的な考え方」までについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	【説明】
議長	事務局説明が終わりましたので、委員の皆様から質問、ご意見等があればお願いします。
青柳委員	43ページの(2)子どもが自分らしく心豊かに育つまちの3行目に「幼稚園、保育所、小学校、中学校間の繋がりのある」というところです。ここで教育というのがどういう幅かわからないところもありますが、学童保育との連携についてはここに入りますか。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	年代として就学前、小学校、中学校という形の区分けをしていますので、言葉として学童保育という表現はしていません。学童保育は小学校の範疇で、小学校と一体と考えています。
青柳委員	そういう意味でいうと、幼稚園と保育所は、同じ年齢だと思います。
事務局	幼稚園と保育所は、成り立ちが違いますので、ここではあえて分けているものであり、学童は小学校と一体ということで考えてます。
青柳委員	先日に地域で困難を抱えているケースを検討する会議に参加した機会がありました。今回のケース会議には声がかかりましたが、こうしたケースについては学童としても関わっており、色々な情報を持っています。こうしたケース会議に学童の支援者に声がかからないことは問題だと思っています。つまり、情報を持っているので声がかからない原因が何かということを考えると、計画に載ってないために連携が図れていないのではないかと。
事務局	ケース会議については、小学校の担当者が出席しますので、小学校と学童で連携して、そうした情報も合わせて持っていると考えていましたので、ケース会議のメンバーに入らないことも今まであったかと思います。今後そういったケース会議等で、より詳細な状況を把握したい時には、学童の方にご協力をお願いすることもあると思います。
青柳委員	この計画を見て進めようというときに、ここにいる皆さんは覚えていても、他の人にはここに学童保育も含まれているということはわからないと思います。書くのであれば、書いた方がいい。書面にすると言うことはそういうことだと思う。もう一つ言うと、学校と学童が一緒と言うが、連携は全然取れていないので、そういう意味合いも含めてお伝えしたつもりです。

発言者	発言内容・決定事項
事務局	当日配布資料1の3ページ目⑨「各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策」のところで、事業者との連携について記載しています。
猪野塚委員	一般の市民の方がこれを見て、色々な関係機関がある中で「学校教育」と書いてあるとそこに学童保育が含まれているとは捉えづらいのではないかと思います。例えば「小学校（学童保育を含む）」など、皆が見てわかる形にしてはどうか。
青柳委員	⑨は主語がないので、行政として学童クラブの事業所と連携するということになるかと思いますが、これを見ても先ほどのような連携には読み取れないと思います。
事務局	(2) については、学童を追加する方向で表記を検討します。
議長	教育機関等ということで、縦の連続性はつながっているが、横の連続性・連携が必要。例えば、幼児教育であると、教育の時間、保育の時間中だけでなく、預かりの部分であっても教育内容や質の充実が言われています。小学校では、小学校と学童との接続が必要だとわかっているけど、どのように連携をとっていくか、どのくらい必要性を感じているかというところでの難しさがあると思います。人間関係ができれば話しやすくなるといったことも聞くので、縦の連続性に加えて、横の部分についての記述も入るとよいのではないかと。
事務局	書きぶりは、検討させていただきます。
醍醐委員	基本目標(1)で「ヤングケアラーに向けた」という記載がありますが、続いて「虐待や体罰等を防止し～」は具体的すぎるように思います。基本目標は抽象概念でよいと思いますが、ここまで具体的なことが出てくると違和感があります。「配慮を必要とする子どもや家庭に対しサービスを提供します」というくらいでよいのではないかと。あと、「市民の自殺者数が増加傾向にあり」というのも唐突感があります。子どもを権利の主体としている文章なのに、いきなり「市民の」と

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	来るため「子どもたちが健全に伸びやかに過ごせるように努力する」という位の形でいいのかなと思いました。基本目標としてそぐわないかなと言う気がします。
事務局	改めて検討させていただきます。
新島委員	43 ページ（3）3 段落目です。子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親が健康であることが何より必要です」とあり、母親に限定しています。おそらくこの後の母子保健との関わりで母親と言っていると思いますが、ここは母親に限定しない方がよいと思います。
事務局	表記について見直したいと思います。
塚本委員	44 ページの最後、（5）の「支援を必要とする家庭への支援を充実に努めます」とありますが、読みづらいと感じます。
事務局	「支援の充実」に修正します。
醍醐委員	44 ページの（5）で「教育支援、経済支援、相談支援」と記載がありますが、前段で貧困及び貧困の連鎖によってとありますので、最初に経済的支援、その後に例えば教育支援、相談支援の充実とした方が並び順としてよいのではないかと。
事務局	そのように修正いたします。
議長	「第3章 評価と課題」から「第4章：計画の基本的な考え方」までについて、他に質問や意見はございませんか。 無ければ「第5章：総合的な施策の展開」から「第6章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと提供体制」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【説明】

発言者	発言内容・決定事項
議長	「第5章：総合的な施策の展開」から「第6章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと提供体制」の事務局説明が終わりましたので、委員の皆様から質問、ご意見等があればお願いします。
新島委員	52ページの障がい児保育に関して、北本市は現在、どのような枠組み、方向性なのか。また確認も含めてになりますが、原則として障がい児の場合は公立保育所で支援をするというような考え方があったかと思いますが、その点についてどうですか。
事務局	本市における障がい児保育の取組は、令和元年までは公立保育所において障がいのある児童を受け入れていく方針でした。当時は5人、7人という規模感で推移していましたが、障がいのある児童、発達の遅れが心配な児童に関する入所相談が増えてきたため、民間の施設にも協力をいただきながら、現在、民間・公立共に受入れる方針で行っております。民間の保育施設で受け入れている場合に、補助金制度を設け、施設に対する支援を行っています。現在、民間の施設で約50人の児童が対象となっています。公立においても、約15人を受け入れている状況でございます。
新島委員	障がい児の受入れ体制のことで、確か令和元年あたりだと思いますが、新しく市の方で個別支援教育・保育の補助金の制度を取り入れてくださいます、非常にありがたいと思っています。 ただし、いわゆる「気になる子」がかなり増えてきている状況があり、できる限り民間保育施設としても、受入れたいという気持ちは大きいのですが、やはりどうしても財政的な面が課題となってきます。また、人手不足もあり、皆さんご存じの通り、保育士を募集しても、なかなか集まらない現状があります。そういった現状があるので、具体的にどうしていったらいいのかということ今後、また行政とも相談させていただきたいと思っています。今回、障がい児保育に取り組んでいきますと、この計画にも掲載をするわけなので、しっかりと行っていただきたいと思います。また、予算措置についてもお願いしたいと思います。

発言者	発言内容・決定事項
	50ページの⑥保育所所長会議について、これは公立のみということですか。
事務局	保育所所長会議は公立のみになります。
新島委員	現在、公立保育所は3か所だけで、民間の数が多いので、今後は民間も入れた方がよいのではないかな。
高橋委員	幼稚園でも、虐待とかの問題を抱える家庭が増えてきており、児童相談所からも連絡があり、状況等について教えてくださいといった問合せがきます。できれば、民間施設を含めた方が現在の状況等が分かるのではないかな。
新島委員	要保護児童対策地域協議会もありますが、いろいろな分野の方が委員をしているので、人数も限られるかと思います。保育所長会議をやるのであれば、民間もぜひ入れていただきたいと思いました。
事務局	現状、所長会議は色々な会議を兼ねている現状もありますが、民間施設の皆さまにご協力いただきながらの運営だと思いますので、今後、仕組みについて検討させていただきます。
猪野塚委員	第5章、第6章の中で、例えば第6章の95ページに(15)子育て世帯訪問支援事業で新規事業があつて、次のページにも新しい事業がいくつかあるが、第5章をみていくと、子育て世帯訪問支援事業以外の新規の事業は基本目標を実現するための事業として位置付けられていますが、子育て世帯訪問支援事業はないようなので、入れた方がいいのではないかな。
事務局	子育て世帯訪問支援事業は64ページの③と76ページに再掲で掲載しています。
青柳委員	57ページで就学前教育の充実で、①に「幼稚園・保育所等及び小学校児童の行事等における相互交流を促進します」とありますが、ここに学童もぜひ入れていただきたいと思い

発言者	発言内容・決定事項
高橋委員 議長 青柳委員 成塚委員 事務局	ます。 また、先ほどの小学校と学童保育の連携で、両者を一体的にみるという話と同じで、障がいがあるお子さんについて情報もなく学童保育に入ってきたとき、現場が慌てないようにするという意図もあります。 学童保育にも事前に情報が入っていれば、対応がしやすいと思います。 就学前から小学校への連続性を捉えた上で就学前教育の充実を図るには、相互の理解が必要だと思います。いわゆる5歳児の後半から小学1年生の部分で互いに交流をして、カリキュラムの情報共有を教師同士でやってみようというところから、合同での研修会という設定になったと思います。 次の入学のタイミングでそういう話し合いができるようにしたいと考えています。 当日配布資料の（４）⑥で市役所との連携を図りますとありますが、学校との連携を図るということを書いたらどうでしょうか。学校と学童保育との連携を図る内容がないように感じました。 ここの内容は放課後子ども教室パッケージで示された内容になっています。 今回は放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と示されています。新放課後総合プランは今年度で終了し、来年度から放課後児童対策パッケージということで内容が絞られています。二期計画から引き続き踏襲するという事で10項目を載せています。57ページの①に入れるかどうかについては、接続期プログラムが県教育委員会から示されていて、幼稚園、保育所、小学校をターゲットにした連携が書かれています。ご意見をいただいた部分について、当日配布資料⑨で検討をさせていただきたいと思います。

発言者	発言内容・決定事項
青柳委員	これを計画に落とし込む際には、この計画を見た人がわかるようにしてほしいと思います。 72ページ、②の「既存の公共施設を活用して」というのはどういう意味か。
事務局	既存の公共施設は学校を指します。このような表現にしている理由ですが、国より学校の余裕教室を活用して、学童保育の待機児童の対応をしてくださいとあるためです。
青柳委員	前回の資料では目標指標に「1か所」とありましたが、今回は「ハイフン」となっています。これは、1か所といわず取り組んでいくというか。
事務局	1か所となると北小学校がまず想定されますが、これは北小学校に限らないので、「ハイフン」としました。
青柳委員	③民設放課後児童クラブで開設の2か所というのは新規開設のことか。
事務局	南小学校と西小学校が不足しており、民設でやっているため、それを維持していくということです。
青柳委員	公立保育所と民間幼稚園、保育園との会議みたいなものは有意義だと思うのでぜひやっていただきたいと思います。学童も呼んでいただきたいと思います。民間でビジネスでやっている皆さんの厳しい考え方を公立の方にも共有できるといいのではと思います。
議長	当日配付資料の1(2)の書きぶりに縛りはありますか。連携の部分で、金銭的な補助に関する内容が示されていますが、もう少し連携の質を高めるということを考えた場合に、金銭的な補助ではない内容もこの項目に入れたと思います。特別な配慮が必要な子どもが在園する保育所や幼稚園等、療育相談ですごく頑張っていると思います。あと、これに基づく指導監督の場合、指導監督が質の向上に結びつくのか。指導監督は問題が無いかどうかということだと思いますが、さらに質の向上ということになると、連携に関する内容

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新島委員	が入ると良いと思いました。(3)は、国では就学前から我が国の教育はこういう柱で行くんだという一貫した力を育てようとしています。そこはわかるが、そこに横の連携を含めた両方が大事だと思いますので。表現として、少し工夫の余地がある気がしました。 (3)では前半は小規模保育所のことを、後半は接続プログラムのことを言っています。ここで先ほど話にあがった合同研修についてですが、20年くらい前は公立と民間で合同研修をやっていた時期がありました。その頃は施設数も少なかったので比較的簡単に開催できたと思いますが、現在は無くなっています。合同研修は必要だと思いますし、そこに学童保育も加わった方がよいかと思いました。 国自体が高校までの一貫したプログラムを提唱しているため、今言われているのが接続カリキュラムで、特別加算にもありますが、北本市はまだ作っていないので、これからだからこの書きぶりになっているのだと思いますが、運用の際に工夫の余地はあるかなと思います
議長	当日配付資料1の1ページ目における表現について、全体を見ると、幼稚園から始まったり、保育所から始まったりしています。統一した書き方とした方がよいと思いました。また、幼稚園・保育所と記載しているのであれば、認定こども園についても記載しておいた方がよいと思いました。
事務局	当日配布資料でお示しした事項については、国の指針で示されています。(3)については、認定こども園、幼稚園、保育所で小学校との連携について示されていますので、認定こども園も記載します。また、国は縦の連携をしてくださいと言うことだったのでそれを明記したものであり、横のつながりは指針には示されていないので、指針に示されている事項について明記しています。ただ、書いてはいけないということではないですが、現時点は指針に定めのあるものだけ記載しているということです。

発言者	発言内容・決定事項
醍醐委員	7(3)で、要支援児童の中に中学生は含まれますか。一般に児童となると、小学生までかと思いますが、中学生がはいっても児童ですか。
猪野塚委員	基本的には要保護児童には中学生、高校生も含み、18歳未満であれば対象になります。
醍醐委員	それでは誤解を招きかねないので、どこかで注釈を書いた方がいいと思います。
猪野塚委員	要支援児童とか要保護児童とかに注釈的なものを入れて、わかりやすいようにした方が良いでしょう。こども、子ども、若者とか、わかりやすくあった方が市民に浸透しやすくなるのかなと思います。
議長	「第5章：総合的な施策の展開」から「第6章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと提供体制」について、他に質問や意見はございませんか。 無ければ、次の議題に進みます。 議題(2) 「その他」です。 委員の皆様から、本会議に関し、ご質問、ご意見等ございましたら、頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	【特になし】 事務局からは、何かありますか。
事務局	パブリック・コメントについて
議長	議題(2)「その他」について、他に質問や意見はございませんか。 無いようでしたら、本日の議題については、以上で終わりとなりますので、議事の進行を事務局に戻します。 4 閉会

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和6年12月23日

北本市子ども・子育て会議 会長

森田満理子